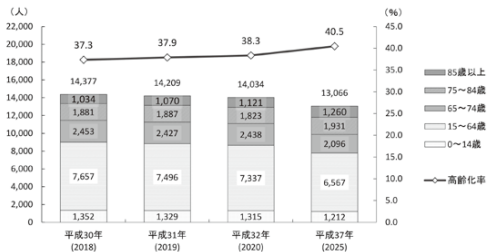


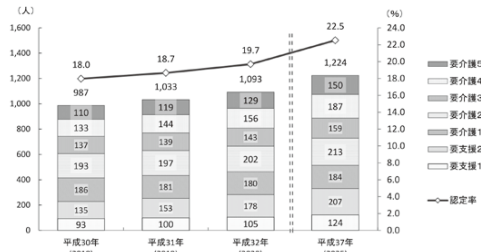
松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しました 健康長寿課 ☎355-0677

少子高齢化が進む中、町では高齢の方が元気に充実した生活をおくることができるよう、また、年をとって身体が弱ってきて、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスや健康づくり等の取組を推進する計画を策定しました。

■松島町の年齢区分別人口の推計



■松島町の要支援・要介護認定者数の推計



平成27年には町内全世帯のうち、高齢独居世帯が11.3%、高齢夫婦のみの世帯が14.3%となり、4世帯に1世帯は高齢者のみの世帯でした。また、今後65歳以上の方の5人に1人は認知症を発症すると予測されており、手助けの必要な高齢者が増える見込みです。住民が地域で支え合う体制づくりを推進し、高齢になっても安心して暮らせる地域づくりをすすめます。

【計画の柱と主な取組】

健康づくりの推進	○健康づくり活動の支援 ○健康診査・健康相談・健康教育を推進
生きがい・役割づくりの推進	○老人クラブやボランティア活動を支援 ○バリアフリー化を推進し、外出を支援
介護予防の推進	○介護予防サービス事業や元気塾の充実 ○住民主体の通いの場づくりを支援
地域包括ケアシステムの推進	○相談体制の充実、医療・介護連携、認知症対策、生活支援体制整備事業の推進
介護に取り組む家族への支援	○家族介護の支援 ○介護離職ゼロに向けた取組推進
安全・安心なまちづくり	○安全な暮らしの確保 ○高齢者の見守り対策
介護サービス基盤の充実	○各種介護サービスの充実 ○基盤整備目標
サービスの質の向上と介護人材確保	○介護サービス事業者への支援 ○関係機関と連携による介護人材の育成・確保
介護サービスの円滑な利用の促進	○制度の周知、相談体制の充実 ○低所得者への配慮
介護給付費等の適正化	○ケアプラン点検、住宅改修の事前相談、福祉用具貸与・購入の点検

【新たな事業】

①認知症初期集中支援チーム設置
認知症サポート医と保健師、社会福祉士等の専門職が、認知症の早期発見・早期対応の支援をおこないます。



②在宅医療・介護連携推進事業
在宅療養を希望する方が安心して自宅で過ごすことができるよう、連携体制整備や相談体制の充実を図ります。



松島町いきいきシニア サポートガイド

保存版! を全戸配付します

健康づくりや介護予防、認知症の対応、介護保険サービスの知識など、シニア世代に役立つガイドブックを広報まつしま6月号と同時に全戸配付いたします。ぜひご活用ください。

地域包括支援センターの役割

センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置され、皆さんを支援しています。介護予防や地域づくり、高齢者虐待防止、権利擁護など幅広い相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

- 所在地 保健福祉センターどんぐり内
- 連絡先 ☎354-6525

「介護保険料が変わります」

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は3年に一度見直され、国の政令に基づき、第7期計画における総給付費用に対する第1号被保険者の負担率は、前回の22%から23%に改められました。

また、介護保険サービスの利用が年々増加しているため、第7期の保険料基準額は、月額5,600円となりました。(月額5,893円のところ、町の介護保険財政調整基金5,500万円を充て、月額2,933円軽減しています。)

なお、平成30年度の保険料は、4月中旬に通知しますのでご確認ください。

◆介護保険料(平成30年度~平成32年度)

所得段階	対象要件	負担割合	月額
第1段階	生活保護を受けている方及び世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 ※(0.45)	2,800円 ※(2,520円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	4,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	4,200円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	5,040円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	5,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	6,720円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	7,280円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	8,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	9,520円

※第1段階は国の軽減措置により()内の金額となります。

※65歳以上の方の保険料は、介護保険法第129条により市町村が政令で定める基準に従い条例で定め、徴収することになっています。

「認知症初期集中支援チーム」の活動が4月から始まります

【認知症初期集中支援チームとは?】

認知症サポート医、医療・福祉・介護の専門職(保健師、社会福祉士、介護福祉士等)で構成される支援チームです。

認知症状のある方やそのご家族のご自宅を訪問し、困りごとや心配なことを確認し、医療機関の受診や介護サービス利用、ご家族への支援など、最長6ヶ月を目安に初期支援を集中的に行います。

【対象となる人は?】

40歳以上の町民で、自宅で生活しており、認知症の症状でお困りの方です。

例えば...

- ・認知症の診断を受けていない
- ・治療を中断している
- ・介護サービスを利用していない
- ・認知症状が強く対応に苦慮している

お困りの方は、
まずはご相談
ください。

- 問合先
地域包括支援センター☎354-6525
(保健福祉センターどんぐり内)

